

町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票条例案に対する意見提出内容と検討結果

No.	方法	提出意見	検討結果
1	メール	<p>本条例案について、これまでの経緯も含め、強い疑問と懸念を感じています。</p> <p>本条例は「住民の意思を反映する」としていますが、その実態は意思を最終判断に反映する制度とは言えません。投票結果は「尊重する」とされるにとどまり、法的拘束力がなく、結果に従う義務がありません。さらに投票率の規定も設けられておらず、極めて低い投票率であっても結果として扱われる可能性があります。これでは住民投票の正当性や公平性は担保されません。</p> <p>また、住民投票の実施自体が町長の判断に委ねられている点も重大な問題です。住民の意思を問う制度でありながら、その実施の可否や時期が行政側の裁量に依存している構造は、制度としての信頼性を損ないます。</p> <p>さらに、第12条の情報提供が努力義務にとどまっている点についても懸念があります。町名変更のように町全体へ影響する重要事項においては、中立かつ十分な情報提供が不可欠であり、現状の規定ではその担保が不十分です。</p> <p>加えて、今回のパブリックコメントの周知方法にも疑問があります。町のホームページにおける掲載が分かりにくく、広く住民に意見を求める姿勢として適切とは言えません。これまでの説明会においても、一方的な説明が中心であり、住民の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が続いています。</p> <p>これらを踏まえると、本条例は住民参加の形式を整えただけで、実質的には行政主導を進めるための制度に見えてしまいます。町名変更は住民生活に大きく影響する重要な判断であり、その意思確認の手続きはより慎重かつ公平であるべきです。</p> <p>よって、以下の点について見直しを求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投票結果の位置付けの明確化(拘束力または成立条件の設定) 投票率要件の設定 情報提供の中立性と十分性の確保 周知方法の抜本的改善 	<p>この度の住民投票は、本町のブランド力向上や認知度向上という未来のまちづくりに貢献する政策であると考え、その決定において町民意見の反映にとても有効であると判断し、町長の発議により行うものであります。</p> <p>その住民投票における結果は、議会若しくは長の権限を法律に基づかない投票で制限することは適切でないとの判断から拘束力はなく、尊重するものとするのが妥当と考えます。投票率又は成立要件については、ご意見の趣旨は理解しますが、「反対・賛成の意思を示すためではなく、投票そのものを成立させないために投票に行かない」というボイコット運動の懸念や住民の意思が確認できなくなるという課題があり、投票された方々の意思はどのような場合でも結果として公表されるべきとの考えから設定いたします。</p> <p>情報提供については、町民の皆様が判断できるよう努力義務を遂行いたします。また、周知方法については、他の募集方法に準じ行いましたが、ご意見を踏まえて今後の検討課題とさせていただきます。</p>
2	メール	<p>1 条例案の号の標記が一定していない。 第11条まで半角 (1) 第13条で全角 (1)</p> <p>2 条例案の解説が見づらく、わかりづらい。条例本文の条を囲みで記載し、その下に解説文が記述されていないと全体の条文を理解することができない。また、条例制定の目的とする根拠の清水町まちづくり基本条例の関係上分と解説も必要と思います。</p> <p>3 中学生が投票できることは良いと思うが、中学生にもパブリックコメントを求めるのであれば、もっとわかりやすい図解資料を添付し、常用漢字で中学生が音訓を割り振りされていない漢字にはフリガナを付けるべきではないでしょうか。</p> <p>以上のことから条例提案は拙速すぎると思います。中学生からももっと資料と説明がほしいという意見もありますので、急ぐ必要はないと思います。</p>	<p>ご指摘のあった標記については、統一してまいります。</p> <p>条例案に関する解説や中学生を対象とした説明については、皆様にご理解できるよう努めたところですが、「わかりづらい」とのご指摘は、ご意見として承り今後業務において活かしていきたいと考えます。</p> <p>なお、政策展開においては社会情勢などを意識しながらスピード感をもって取り組む必要があると考えております。ご理解をお願いいたします。</p>
3	メール	<p>住民投票の成立要件として「投票率50%以上」を設けるとともに、町名変更の成立には「有効投票の60%以上の賛成」を必要とする旨の条項を追加すべきだと思います。</p> <p>理由 今回の町名変更は、町を二分しかねない極めて重要な事案です。投票結果が今後の地域社会に禍根を残すことのないよう、町全体が納得できる明確な基準が必要であると考えます。</p> <p>過去に住民投票を行った丹波篠山市などの他自治体においても、成立要件(投票率)を設けた前例があります。極端に低い投票率での決着や、僅差での決定による住民間の分断を防ぎ、結果に対する正当性を担保するためにも、一律の開票ではなく、厳格な成立要件及び賛成割合の基準を設けることを強く望みます。</p>	<p>住民投票の結果は、議会若しくは長の権限を法律に基づかない投票で制限することは適切でないとの判断から拘束力はなく尊重するものとするのが妥当と考えます。投票率又は成立要件については、ご意見の趣旨は理解しますが、「反対・賛成の意思を示すためではなく、投票そのものを成立させないために投票に行かない」というボイコット運動の懸念や住民の意思が確認できなくなるという課題があり、投票された方々の意思はどのような場合でも結果として公表されるべきと考えます。</p> <p>よって、住民投票や町名変更の成立要件は設けません。</p>

4	メール	<p>中学生・高校生を対象とした意見集約結果では、総数469名、回答率中学生11.02%、高校生53.33%、賛成：中学生14名53.85%、高校生32名53.33%、反対：中学生12名46.15%、高校生24名40.00%となっていました。</p> <p>また、4月3日付け北海道新聞「には、中高生とも賛成が反対を上回っていたとの記事がありました。そのあとの記事には「住民投票については「参加したい」とした中高生が6割を超えていた」とあり、この記事が、この規定につながっていると感じましたが、町はこの考えに至るどのような経過があり、そしてどのような理由により案に盛り込まれたか不明です。</p> <p>多感な世代が、投票に行った行かなかった、また、投票結果により期待と安堵感、不安と不信感などが入り混じり複雑な気持ちになりかねないと思います。町は、投票を権利として認めるだけでなく、結果についての説明を丁寧にする必要はありませんか？</p> <p>中高生が住民投票に参加することは、町名を変えるための単純な行動ではないと思います。そこには、町・地域を知る学習や自らの生活の中で個人個人が感受する感覚と差異が生じてはならないと思います。将来のまちづくりが如何に中高生の心や感覚、知識の醸成に寄与していくか、町は中高生の将来に対しどのように考えていくのか具体性が見えず疑問です。今までのいろいろな場面での町の説明には、将来への期待的展望のみが話され具体性が、乏しいと思います。また、企業誘致やふるさと納税等の実績向上が図られるかもしれないなど、将来に向けてはあいまいな説明に終始しているように感じます。</p> <p>外国人に対し住民投票への参加を促すことの利益は、町にとって何に繋がるのでしょうか？第6条関係この重大事案に対し、投票行動に組み込むことは一種の話題づくりにしか思えません。投票開票事務は、関係職員の多大な労力を消費し、大変ご苦勞されると考えます。</p> <p>外国人の方々は、この町に来て仕事をしながらで生活をしているので、安定した仕事・生活の保障さえあれば、町名を変更することには関心がない又は知らないと思います。関心・理解を促そうとしても、中高生への説明のようなことは不可能と思われ、投票することの趣旨が伝わらないと思います。単純に居住要件だけでは組み込むものではないと考えます。わたしは含めない方が良く考えます。</p> <p>これまで多くの機会を設けて町民との意見交換を行い、その内容の詳細を町HPに đăng載していることに感謝します。多種多様なご意見・考えがあり、目からうろこが落ちる思いです。</p> <p>さて、第12条には「・努めます。」とありますが、「努めます」とは努力義務であり、なぜ、「提供します。」言い切れないのでしょうか？重大事案に対し町の本気度を疑います。「関心・無関心そして賛成・反対どちらでも・・」町民の動向は多様です。その多様な行動を住民投票へ向ける工夫の一つとして、例えば、町HPを見ていただいただけでは不親切なので、町HPに đăng載した内容に即し、多種多様な意見をもとに一意見毎に賛否の対比を加えたものを作成し、全戸に配布してみたいかがでしょうか？</p> <p>これは、簡単にはいかないかもしれませんが、企画課の奮闘を期待します。</p> <p>「住民投票結の結果の判明」について、投票行動に関し年代、男女別の投票員数・率を公表してください。</p> <p>この住民投票条例(案)は、まちづくり基本条例の理念と目的を最大限に尊重した中で作成第16条関係されたものと理解します。</p> <p>一般的には、住民投票は「拘束的」と「諮問的」の2種類とされ、(案)は諮問的住民投票の意味合いの中で、町長が発議者となり執行し、自らの意志を決定するうえで住民の多数意見を知るために行うものとしています。</p> <p>そのため「結果を尊重しなければならない。」と規定していますが、賛否に対してはどちらに対しても尊重するが、ただし、町長の発議で町名変更が提言されているので、その尊重の形は如何なるものか？「尊重」と言うことばに秘めた町の考え方は如何なるものか？</p> <p>始めて体験する行動において、始めて尊重という言葉で規定上では白黒つけることなく事が決着していく根拠の具体性が不明であると思います。</p> <p>一人の町民として判然としない思いであり、この「尊重」がどちらかになるのは事実として、その事実を具体的な言葉(規定)で表現できないものでしょうか？また、尊重を基にいずれかを決定する過程と論議の内容を公表してほしい。</p> <p>丹波篠山市住民投票条例第11条では、住民投票の成立要件等を規定しており、成立要件をはっきり規定することは、市民の投票行為が明確な意思表示であることをうたっていますので、わたしは、このような考え方と同様の規定に改めるべきだと思います。</p> <p>今回の「尊重」は、投票後の賛否の決定を町に委ねる形となり、投票行為は参考意見の範囲を超えない意味となり、「町民が直接決定することではない」と考えざるを得ません。尊重は言葉として重く感じますが、後に不信感を招きかねないのではないのでしょうか？</p>	<p>住民投票における投票資格者については、「町名変更は、将来世代に関わる課題である」という観点から、若い世代や外国籍住民の皆様についても、一定の条件の下、対象とすることといたしました。この決定は、他自治体の事例などを参考に決定したもので、適切な判断であると考えます。</p> <p>中学生・高校生の皆様には、若い目線で柔軟な思考により自由に判断をお願いしたいと思います。</p> <p>投票の結果については、適切な時期に適切にお知らせしてまいります。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>皆様に情報提供することは、町の責務である認識しております。適切な情報提供に努めてまいります。</p> <p>また、資料の全戸配布など貴重なご意見として承ります。</p> <p>選挙管理委員会とも相談しながら適切に検討し、対応してまいります。</p> <p>住民投票の結果については、条例に規定したとおり尊重いたします。賛成の方が多ければ事務を進めまし、反対が多ければ事務を進めません。町民の皆様のご判断に従います。</p> <p>しかし、町名変更に関しては、最終的には町議会の議決により決定されることになりましてご理解ください。</p> <p>なお、投票率又は成立要件については、ご意見の趣旨は理解しますが、「反対・賛成の意思を示すためではなく、投票そのものを成立させないために投票に行かない」というボイコット運動の懸念や住民の意思が確認できなくなるという課題があり、投票された方々の意思はどのような場合でも結果として公表されるべきと考えます。</p> <p>よって、住民投票や町名変更の成立要件は設けません。</p>
5	メール	<p>(情報の提供)第12条について町民にとって「投票に必要な情報」とは、町にとって都合の良い情報ばかりではありません。町名変更に関わって対峙する賛否両方の情報が、住民目線と遺憾なく提供されることを望みます。これまでのように町名変更を推進する町の、都合よく編集された偏った情報では、町民が賛否を判断できる公正公平な情報を提供しているとは言えません。</p> <p>もし町がこの条文にあるような情報提供を十分にしないまま住民投票を実施した場合はどうなるのか、具体的に説明してください。</p> <p>住民投票実施前の早い時期に、投票者が町名変更の賛否を熟考し判断するために必要な最大限の情報提供につとめてください。</p>	<p>情報提供はとても重要であり、町民の方の判断の基礎となるものと考えます。町としては、町民の皆様が適切に判断できるよう、賛成、反対双方意見や論点について、公平性に配慮した情報提供をこれまでも行ってきたと認識しておりますし、今後においても広報紙や町ホームページ等を通じて、できる限りわかりやすい情報発信を行います。</p> <p>なお、住民投票は、多様な意見が存在する中で住民の意思を確認する制度であり、行政として一方的な情報提供とならないよう留意いたします。</p>

(投票運動)第13条について
賛否のビラや新聞折り込みチラシ、街頭での演説などの賛否運動は選挙管理委員会に届けて行わなければならないませんか？
第13条(2)の「住民の平穏な生活環境を侵害する行為」とはどのような行為を指しているのか具体を例示してください。

(投票結果の尊重)第16条について
投票結果は町長だけが尊重すべきものですか？
議会も町民も尊重すべきではないのですか？
投票結果の尊重とは、辻町長は、一票でも多い結果に従うことと同義として捉えているようですが、この条例で「尊重しなければならない」とはそういうことですか？
そのような単純・短絡な解釈ではなく、もっと広い解釈がされるべきではないですか？
① この条例が云う投票結果の尊重について、わかりやすく具体的に説明してください。
② また、町名変更に反対意見が一票でも多ければ、町名変更を提案した町長は町民から不信任を突きつけられたこととなります。この場合、開票結果を尊重する町長は辞職されるのですか？ 町長の覚悟をお答えください。

(委任)第17条
条例案の理解を深める住民投票条例施行規則案は町民にいつ、どのような方法で示されるのですか？

2-2 最低投票率を定めないと考えは町長が早くから表明していましたが、これに疑問を持つ町民や議員の意見は全く聞き入れられることなく今日に至っています。
町民を入れた住民投票条例案の検討委員会を設置しなかったのも最低投票率に触れられなくなかったからですか？
検討委員会は、行政と町民の協働のまちづくりの絶好の機会になったはずですが。
町民や議員などからも要望があったにもかかわらず、町民を含めた住民投票条例案の検討委員会を設置しなかった理由を説明してください。

最低投票率を定めない理由は、投票ボイコットを恐れたからですか？
私は、最低投票率は定めるべきと考えます。

2-5 まだ義務教育を受けている中学生を一般町民同様に住民投票に参加させることについては、私は反対です。権利を与えることは、一方では責任が伴うからです。
町は、一般向けの説明資料から取捨選択し、町名変更を提案・推進する行政の都合の良い項目だけを提示した資料しか中学生に与えていないからです。そうではないですか？
例えば、元気なまちづくりはいいことだと賛成票を投じた純粋な中学生の一票で町名変更が決まって、数年後本人が「失敗した」と思っても取り返しはつきません。
そういった子供たちはいないと断言できますか？責任は私にあるから心配ないと辻町長は子供たちに公言できますか？
中学生に投票権利を与えることは、一方では結果責任を負わせることになる重大性について、町長はどう認識しているのか教えてください？

一般的な賛否の表明活動については、選挙管理委員会への事前届け出は必要ありません。
「住民の平穏な生活環境を侵害する行為」については、例えば、威迫行為や執拗な勧誘、深夜に及び騒音行為など、社会通念上相当性を欠く行為を想定しております。

本状に行ける「尊重」とは、住民投票の結果を重く受け止め、その結果を今後の意思決定に適切に反映させるべきであるという趣旨です。
単純に「1票ですべてが決まる」という意味ではなく、投票率や議論の経過を含めて総合的に受け止める必要があると考えております。また、住民投票は法的拘束力をもつものではありませんが、町民の皆様の意思を直接確認する極めて重い結果であると認識しております。
町長の進退については、仮定の質問にはお答えを控えますが、いずれの結果となった場合でも、その結果を真摯に受け止め、町政運営にあたってまいります。

条例施行規則については、条例制定後、適切な時期に適切な方法により公表いたします。

最低投票率については、全国における他自治体の住民投票条例を参考に検討を行いました。その結果、本条例案においては最低投票率を設けないこととしました。
理由としては、最低投票率を設定した場合、「反対・賛成の意思を示すためではなく、投票そのものを成立させないために投票に行かない」というボイコット運動の懸念や住民の意思が確認できなくなるという課題があるためです。
町としては、できる限り多くの町民の皆様へ参加いただき、その結果として示された意思を重く受け止めることが、住民投票制度の趣旨に沿うものと考えております。
なお、検討委員会の設置については、議会での議論や町民説明会、パブリックコメント等を通じ、多様なご意見を伺う機会を設けてきたことから、設置は行わなかったものです。

中学生の住民投票への参加については、様々な考えがあるものと認識しております。
町としてましては、中学生であっても自らが考え判断する力を持っていると考えております。教育現場においては、特定の考え方に誘導することはなく中立なものであると考えており、資料の作成や情報提供においても配慮するよう努めております。
また、住民投票の結果は、特定に個人に結果責任を負わせるものではなく、町全体の意思を示すものであると考えております。

<p>6 メール</p>	<p>全体意見 住民投票条例(ルール)づくりは、その後のまちの民主主義の「土台」になるものであるため、識者や第三者を入れずに町主体で案を出すと、以下に記したようないくつもの重要な歪みが出やすくなり、同条例の目的とする民意反映に好ましく影響がでてきます。今般町から示された「住民投票条例(案)」は、住民から要望が上がっていたにも関わらず、その識者や住民がルール作りから排除された中で作られたもので、住民の意見が全く反映されずに町の都合優先で作成された問題の多い内容となっております。特に住民投票の根幹部分である「投票率要件」には一切触れていない点、中・高生及び外国人対象に「投票者資格者要件」を拡大する点などは、町の思惑だけで一方的に作業が進んできた最たるものです。</p> <p>全町民の将来の生活に関わる「町名変更」と言う大変重いテーマに取り組む中で実施が計画されている住民投票ですから、町が思い描いている結論ありき、日程ありきの中で作業や手続きが進められては決してなりません。いくらパブリックコメントで意見を求められても、極めてタイトなスケジュールが先に決められている訳ですから、今更代替案や修正案を検討する余地がないのは明らかです。これまで説明会があっても形式的で、質問があっても回答は曖昧なまま、このような状況が改善されないまま、拙速に住民投票を進めては絶対になりません。</p> <p>従って一旦立ち止まって、示された「住民投票条例(案)」を白紙に戻し、今からでも任意の検討組織として識者、住民及び組織・団体代表など第三者を含む「(仮称)住民投票条例検討委員会」を設置して丁寧な作業を進めていくべきと考えます。</p> <p>1. 制度設計上の懸念 第三者を入れないと、ルールが提案する町に都合良く有利な形に偏ってしまう恐れがあります。投票成立要件を都合よく緩めたり、対象となる案件の範囲を恣意的に狭めたりすることで、実際には住民投票が機能しにくい条例になる可能性があります。</p> <p>2. 住民参加・合意形成面での懸念 条例案を町主導でまとめた場合、その過程での住民参加が形式的になりやすく、結果として対立や不信を深めてしまいます。仮に説明会、意見交換会を重ねて条例案を修正したとしても、この対応のやり方次第では「決まった内容への賛否だけ聞かれている」と住民には感じられ、合意形成が進みにくくなります。 住民投票はルールづくりの段階から「手続きが公平か」「情報が十分か」が問われます。対話の設計を第三者がチェックしないと、情報提供や広報のあり方も一方的になりやすくなります。</p> <p>3. 第三者が関与する意義 第三者が関与することで、ルールの偏りをチェックするとともに、議論過程の記録・公開が可能で、これにより公平性及び透明性が高まる。さらに、法制度との整合性が確認できます。一方で第三者が関与しない場合は、発議者(町長)に有利な設計と密室での議論の疑いが持たれるなどリスクが多くなります。</p> <p>第1条関係 そもそも、「町名変更」は住民側から発議したものではなく町長発議によるものです。住民への説明からわずか約2カ月という、あまりにも拙速すぎる手続きであると多くの住民は思っています。住民による発議ではなく、突然に降って湧いたような町長発議である以上、あらゆる手続きにおいてより丁寧な取り組みが求められて当然であり、それが本筋だと思います。しかし、これまで十分な説明が進められて来たとは決して言えません。条例案の検討過程においても、住民の意見に耳を傾けずに識者や住民が参加する機会が失われてきました。こうして出された町押し付けに等しい住民投票条例(案)は決して受け入れることができません。主権者たる住民への配慮がないままに、町の一方的な提案として手続きが進められている現状に、虚しさや悲しさと寂しさを感じ、町に対する絶望感を覚えます。</p> <p>本条例(案)第1条(目的)に「住民の意思を反映させる」と記していますが、これに逆行した町の一方的な事務作業がこれまで淡々と進められています。確かに「清水町まちづくり基本条例」に基づいて、発議者である町長が「住民投票」を実施できることにはなっております。しかし繰り返しますが、それは住民への十分な説明がなされ、手続き過程への住民参加が保障されていて初めてできることなのです。乱暴としか言いようのない町の進め方に対して、大きな不信感と失望感を抱かざるをえません。</p>	<p>第三者を含めた検討委員会の設置につきましては、公平性及び透明性を高める観点から一定の意義があるものと認識しております。</p> <p>しかしながら、今回の住民投票条例は、恒久的な一般型住民投票条例ではなく、「町名変更」という特定の案件に関する個別型住民投票条例であります。また、清水町まちづくり基本条例に規定する住民投票制度として町議会の議決を経て制定されるものであり、議会審議やパブリックコメントなどを通じ、公開性・透明性を確保しながら進めておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>本条例案は、清水町まちづくり基本条例に基づき、町名変更という重要な事項について、最終的に町民の皆様の意思を確認するために提案しております。</p> <p>条例案の策定においては、これまでの町民説明会での意見や町民意見提出制度で寄せられた意見、他自治体における住民投票条例の事例、法令や既存制度との整合性などを参考にしながら検討し、策定を進めました。</p>
--------------	--	---

第2条関係

町内各地域での説明会は、一方的なプレゼンテーションを中心とする短時間の開催であり、説明する内容も客観性に乏しく不十分なうえに、それを問いただす質問時間も短いなが、形式だけの開催に終わった感が否めません。また、折角出されていた質問も十分な検討(いつ、どのような場で、どのような議論がなされたのか不明)がなされないまま現在に至っています。

このようななかで、仮に「住民投票」がおこなわれても、主権者たる「住民の自由な意見が反映される」とは、住民誰もが決して思わないでしょう。例え、パブリックコメントで意見を出しても、住民側代表や識者等第三者が入らない中で行う町内部(内輪)での検討になるのは明白、結果的に町の都合の良い解釈で纏められてしまうこととなります。言わばパブリックコメントと言う手順は、確かに手続きを踏んだとのアリバイ作りになりかねなく、結果として形式だけに終わってしまいます。つまりは、本条例(案)第2条も単に体裁だけ整えただけであって、そこには住民の意見が反映される何の保障もなく、とても信用できるものとは思われません。住民側から見れば綺麗ごとにし映っておりません。

私は、これまで住民説明会の際の発言、そして町民意見制度を利用して、繰り返し「同条例(案)作成に当たっては第三者的組織の設置して検討すべき」との意見を強く申し上げてきました。しかし、町側の回答は「第三者的組織の設置」について一定の意義があると認めるとしながらも、同条例(案)は、これまで聞いてきた住民の意見と「清水町まちづくり基本条例」の趣旨を参照している他、有識者の意見についても他の自治体の事例により公表されている見解を参考にして策定したのだから、これまでの進め方に全く問題はなく、新たに検討委員会設置の必要性はないと住民参加の道を閉ざしたまま「住民投票」を行うための準備が進められ現在に至っております。あげくの果ては、「同条例(案)」は町が一方的に作成し示したにも関わらず、住民との対話が全くないままにパブリックコメントで意見を頂いた上で最終案を決定する旨の内容でした。私はこれまで集まった多くの意見や指摘を含め、同条例(案)作成の検討段階から第三者が入らるべきと強く指摘しているのに、町は曖昧、根拠性のない回答を繰り返すだけでした。言わば、住民意見の反映如何を検討する場に第三者が加わることも排除され、結果的に町内部だけで全て決めてしまう、まさに住民無視の非民主的な姿を改めない町の姿勢に警鐘を鳴らさざるを得ません。この頑なに住民無視を続ける姿勢や某無名人さは、いったいどこから来るのでしょうか。あきれ返ります。

第6条関係

町名変更は、将来世代を含め、本町で暮らす多くの方々に関わる課題であることから、若い世代や外国籍住民の声にも一定の配慮が必要とする町の考え方を全く否定するものではありません。しかし、一方で周囲の人に影響を受けやすい中・高生は、自主的な判断力に未熟な面もあるなど住民意思決定の重さに見合うか難しさが、住民投票資格者に実際に採用している自治体は少ないと聞いております。また、外国人については本町の価値観、歴史面での理解度が浅いまま投票することになり、ここにもまた、対応の難しさが出てきます。従って、いずれも軽々に判断するのではなく、十分な議論が必要になります。

町は制度設計に当たっては、教育大綱や他自治体の事例等も参考にしながら、「公平性と妥当性の確保に努め検討してきた」と言いますが、問題はそのような検討の場で議論を積み重ねてきたのか、何が妥当で何が公平だと考えてきたのかの説明が一切なかったことです。さらに、他の自治体の事例はどんな事例なのか説明がなく分からないことにあります。いくら「公平性と妥当性の確保に努め検討してきた」投票資格者の条件を総合的に判断しました」と言われても、この件も町独断で都合の良い判断してきたのでは？との町への疑念と不信感が増幅するばかりです。この件も、仮に第三者を含めた検討委員会が設置されていたなら、中・高生、外国人への事前説明の在り方を含めたなかで、もっと慎重なる議論が求められていたものと想像ができます。従って、現段階での町内在住中・高生、外国人の住民投票要件は時期尚早と言え、別な意見反映手段による対応を考えるべきと考えます。

第8条関係

住民投票は問い方によって結果が大きく変わるため、見た目で簡単に単純な問いかけであっても、民意を反映するならば質問の在り方には十分な議論が必要です。例えば、「賛成に○か、反対に○か」であれば、考えが二択に押し込まれて論点が単純化され、結果的に少数意見が埋もれることとなります。他に、「分からないという人、どちらとも言えないという人」といった中間的な意見もある中で、これらの意見全てが「賛成」か「反対」に押し込まれてしまうことは乱暴であると言え、民意を反映する意味においても問題があり極力避けるべきだと考えます。

従って、今一度時間をかけ議論し賛成か反対かの二択にならないよう努力すべきであると考えます。また、十分な熟識や中立的な情報提供の仕組みが伴わないと「多数決だが必ずしもよく考えられた結論とは限らない」という問題も残りますので、住民投票前に説明会や意見交換会、シンポジウム等を開催するなど、情報や議論の質をもっと高めていくことも合わせて行っていくべきと考えます。

町長が自ら発議した「町名変更」ですが、自らの正当化のために住民投票を利用しているとか、責任の住民転嫁ではないかと言った住民の強い疑念の声も出ておりますので、是非ぜひ町内部以外の第三者を含めた議論を深めた上で、質問の在り方も決定して頂きたいと思います。

第10条関係

第8条(投票の方法)で述べた意見のように、問い方については2択に寄らない方法での再考が必要と考えていますが、「投票人の意思が明白」については、詳細な基準が必要です。投票の詳細な基準を明記した施行規則を条例とセットで明示した上で、パブリックコメントで意見を求めるのが筋だと考えます。

第11条関係

第8条(投票の方法)で述べた意見のように、問い方については2択に寄らない方法での再考が必要と考えていますし、詳細な基準を明記した施行規則を条例とセットで明示した上で、パブリックコメントで意見を求めるのが筋であると考えます。

本条例案については、清水町まちづくり基本条例に基づく住民投票を実施するために必要な手順などを定める条例として、策定しております。

その策定においては、これまでいただいた町民の皆様のご意見や他事例を参考としながら、パブリックコメントの実施など公開性と透明性を確保しつつ最終案を決定してまいります。

そして、条例制定の可否は町議会においてご判断いただきたいと考えております。

住民投票における投票資格者については、「町名変更は、将来世代に関わる課題である」という観点から、若い世代や外国籍住民の皆様についても、一定の条件の下、対象とすることいたしました。この決定は、他自治体の事例などを参考に決定したもので、適切な判断であると考えます。

町名変更については、将来のまちづくりに有効であると考え、町民の皆様にご提案しております。本町のまちづくりに町名変更が必要か否か、町民の皆様のご判断をお聞きしたく、そのために住民投票を実施したいと考えます。

投票の効力の判断は、開票管理者の責任において投票者の意思が確認できるか否かにより判断されるものと考えます。

また、施行規則については、各種様式や投票時間、管理者の規定などを町長選挙若しくは町議会選挙に準じて定めるものをご理解願います。

同 上

<p>第12条関係 本条文はもっともなことであり、欠かすことのできない重要事項であり住民投票を執行するためには当然のことと思います。しかし、これまで、必要な情報提供が誠実に公正な形でなされてきたのであろうか、私には甚だ疑問に思えます。</p> <p>第16条関係 住民投票については、町の規範とも言える「清水町まちづくり基本条例」にも記載されていることで、曖昧ながらも「住民投票の結果を尊重」の表現自体に特に異議は持たない。しかし、だからこそ住民の意思表示として重要である本条例(案)策定に当たっては、これまでのように町の思いのままに決めるのではなく、識者や住民等第三者も交えて中で時間をかけて検討すべき重い案件である訳です。</p> <p>○有効投票率に触れてないが設けるべき 住民説明会資料に「投票率に関しては有効無効の制限は設けない方向で考えている」と明記されているが、これは町の一方的な考えであって住民からも、有効投票率を設けなければ「極端に少数による意思で決まってしまう」「低投票率でも1票でも上回れば決まってしまう」「民意の最低限判断基準として必要」など様々な意見が上がり、有効投票率は設けるべきとの意見が多数出ています。町の都合ではなく、住民目線の判断が必要です。 公職選挙法では、首長選挙で当選に「有効投票数の4分の1以上」という得票要件がありますが、これを参考にして「有効投票の過半数が賛成、かつその数字が有権者の25%以上」の2重基準であれば、例えば投票率が低くても極端に少数にはならず、民意を反映するための最低基準として一つの目安ではないかと思えます。 町の考え以前に、行政側以外の識者、住民などを交えた公的な検討委員会が必要。</p>	<p>町名変更に関し、皆様が判断していただく資料として、これまでも可能な限り提供してきたと考えております。今後においても、適切に情報提供を行って参ります。</p> <p>この住民投票条例案は、これまでの町民説明会の意見や町民意見制度で寄せられた意見、他自治体の住民投票条例の事例、法令や既存制度との整合性を慎重に検討したものであり、最終的には町議会において審議・議決がされ制定されるものであり、民主的な手続きによるものと考えます。</p> <p>投票率又は成立要件については、ご意見の趣旨は理解しますが、「反対・賛成の意思を示すためではなく、投票そのものを成立させないために投票に行かない」というボイコット運動の懸念や住民の意思が確認できなくなるという課題があり、投票された方々の意思はどのような場合でも結果として公表されるべきと考えます。 よって、住民投票や町名変更の成立要件は設けません。</p>
---	--